

人工妊娠中絶問題の倫理的検討

渡部, 明
九州大学医療技術短期大学部 : 非常勤講師

<https://doi.org/10.15017/1430806>

出版情報 : 哲学論文集. 34, pp.63-80, 1998-09-25. 九州大学哲学会
バージョン :
権利関係 :

人工妊娠中絶問題の倫理的検討

渡部 明

序

1970年前後から科学技術の発展とともに急速に拡がってきたバイオエシックスという学問は、我々に様々な分野における問題に対する選択を迫ってきた。何故なら、バイオエシックスとは、「分子生物学その他の生物学の発展によってもたらされた、新しい技術を人間に適用する際の倫理的基準に関する研究課題」を指しているからである。科学技術と人間の価値観の間に生じている葛藤を調整することが必要になってきたのであろう。つまり、今までの倫理的な基準では問題に対応できなくなったこと自体がバイオエシックスを要求しているとも言えるのである。テクノロジーの進歩が問題の本質的变化をもたらしたのである。とりわけ、この倫理的基準が適用されるものに医療の現場における脳死及び臓器移植、安楽死、生殖医療などがある。しかし、これらはいくまで外的規範の整備の問題に収斂するようには思える。結局のところ、どうやってコ

ンセンサスをうるのかという手続きの問題に過ぎないのではないだろうか。そもそも、テクノロジーの進歩が問題の本質を本当に変えたのだろうか。¹⁾

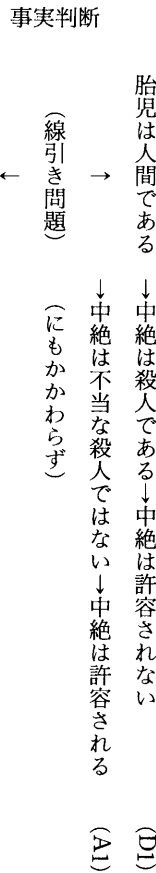
ここではとりわけ、人工妊娠中絶問題に焦点を絞って、バイオエシックスが我々に突きつけている問題を考えてみたい。何故なら、この問題は「生と死の典型」に関するにもかかわらず、その倫理性への問いが日本では比較的軽く扱われているからである。まずこの問題を簡単に整理し、三つのアプローチ（人間の道徳的地位の基準、権力の衝突、批判的レベルでの考察）を検討して（1）、それぞれがアポリアに陥ることを指摘する（2）。そして、別の観点から改めてこの問題を見直してみたい。つまり、選択の枠組みが二つあることからモラル・アポリアの解釈を試みてみたい。すなわち、自由主義的観点と共同体主義的観点の対立の枠組みを確認して、「個体と特殊者」の概念を導入し、この問題を再定式化する（3）。そして、バイオエシックスは特殊者を前提にして中絶問題を理解していることを示し、これと異なった次元で解釈する可能性を別括したい。もとより、ここでは人工妊娠中絶の是非を問うことが主眼ではなく、何が問題なのかを改めて考えることが目標である。そして、倫理学が可能性の中の選択の幅を決めるシステムであるとして、その選択の幅は広がったとしても、問題の本質が変わったわけでは決していないことを示したい。

1、問題の整理 事実と価値

ウォレンによれば、20年以上続けられてきた人工妊娠中絶問題の問いは「女性は期待しない妊娠を中絶する権利をもつか。あるいは国家は熟考された中絶を禁止する資格が与えられているのか。」とされている。³⁾そして、人工妊娠中絶は法的に許されるのか、あるいは道徳的に許されるのか、あるいは道徳的に悪くても合法なのか、あるいは道徳的にはよいが違法なのかなど、法と倫理の関係で多くは論ぜられる。さもなくば、社会的決定の問題として扱われる。すなわち、胎児はいつ

から人間とみなされるか、その判断は誰がするのか、誰がその責任を負うのかなどである。ここには個人の権利と国家の関係が見え隠れする。ここでは外的規範・社会的合意の問題はひとまずおいて、倫理的に思考レベルで見えてみよう。

中絶問題においては胎児の資格 (criteria of moral status) がひとつの観点になる。つまり、胎児が人間であるか人間でないかという事実判断と、胎児を「殺す」ことが許容されるか否かの価値判断が柱となる。この二つが交錯しているポイントをまず整理してみよう。



価値判断

殺人が許容されないという大原則を認めれば、この組み合わせでバイオエシックスにおける人工妊娠中絶問題に対する様々な立場を整理することができると思う。(A1, A2, D1, D2がそれぞれの立場を表す。)それぞれの立場は、大きく分けて、胎児の存在論的身分の問題をめぐるアプローチの仕方と胎児とその関係者の権利の問題をめぐるアプローチの仕方とに分けられるだろう。第一のアプローチは胎児が人間か否かの決定に主眼をおくもの、つまり胎児の存在論的身分にかかわる。これは保守派の議論とリベラル派の議論に代表される。これが両極端の主張になる。周知のように、保守派の極端な例は伝統

的キリスト教（とりわけ、ローマン・カトリック）の中絶に対する立場である。受精の瞬間（conception）に完全な権利を備えた人間が誕生すると考えるこの立場は、事実から論理的に中絶禁止という判断を導き出す。ヌーナンによれば、道徳的判断は恣意的区別ではなく、現実の確率的な相違を根拠としなければならない。連続的生命の成長過程で、受精の瞬間こそがその相違を示す点である。受精の瞬間に生命は遺伝情報を獲得するが、これこそが生命の生物学的性格を決定する。人間の遺伝情報をもつ生命が人間なのである。この事実に基づいて道徳的判断を下すべきだとヌーナンは言う。⁽⁵⁾ この立場の論理構造は、以下のごとくである。

人間の生命を奪ってはならない。（大前提）

胎児は人間である。（小前提）

ゆえに胎児の生命を奪ってはならない。（中絶してはならない。）（結論）

この立場では事実判断と価値判断が即座に結びつく。（D）シンガーが指摘するように、連続性をもつ受精卵と子供の間に道徳的に意味のある一線を画する境界線を引くことは難しい。「そのような境界線が存在しないなら、我々は胚（earliest embryo）の地位を子供と同じ地位にまで高めるか、あるいは、子供の地位を胚と同じ地位にまで引き下げなければならない。しかし、子供が親の要求次第で処分されることを容認したいと思う人はいない。したがって保持しうる唯一の立場は、我々が子供に与えている保護を胎児（etus）にも与えることである。」⁽⁶⁾ 保守派によれば、このように人間の成長過程の連続性を根拠にいかなる中絶も正当化されない。⁽⁷⁾ これに対して、人間の成長過程に境界線が引けるといふのがリベラル派の主張である。一般的には、出生（birth）の時点をもって人間となるとされるが、他にも子宮外での生存可能性（viability）、胎動初感（quickening）などが候補として挙げられよう。しかし、結局は境界とされる生物学的な特徴の選択の恣意性は免れえず、事

実問題は「胎児が人格であるか否か」という道徳的次元の問題へと変容させられた。この中絶擁護派の極端な例はリベラル派のパーソン論であろう。生物学的人間 (human being) とパーソン (person) という二つの基準を用いることによって、胎児の生存権を剝奪したトゥーリーの議論は斯界に衝撃を与えた。トゥーリーによれば、「我々が、その生存権を認めるべき存在者」がパーソンであり、生物学的人間だからといって、自動的に生存権が与えられるわけではないとされる。トゥーリーによれば、生物学的な人間と道徳的主体としてのパーソンは区別されねばならない。「Xはパーソンである」という命題は「Xは生きる重大な道徳的権利をもつ」と同じ意味になる。生物学的人間に生きる権利を認めてしまえば、生命の連続性を根拠に胎児はおろか受精卵までもが生きる権利をもつことになる。境界線問題を回避し、なおかつ人工妊娠中絶を正当化するためには生物学的人間とは別の基準が必要となる。それがパーソンである。パーソンについては次のように言われる。「ある有機体は、諸経験とその他の心的状態の持続的主体としての自己の概念をもち、自分自身がそのような持続的存在者であるとして信じているときに限り、生存する重大な権利をもつ。」⁽⁸⁾これは「自己意識要件」(self-consciousness requirement)と呼ばれ、持続的主体としての自己意識をもつかどうかパーソンか否かの分かれ目になる。もちろん、胎児もそれに属する可能なパーソンは排除されている。これを認めることは保守派の論理に巻き込まれることになるからである。このパーソン論は多くのバリエーションや亜流を生んだが、基本的には同じ枠組みである。⁽⁹⁾論理構造は以下のごとくである。

パーソンは生きる重大な権利をもっている。(大前提)

胎児はパーソンではない。(小前提)

ゆえに胎児は生きる重大な権利をもっていない。(中絶してよい。)(結論)

この立場も同じく事実判断から論理的に価値判断を導出している。(A2)⁽¹⁰⁾これら極論は、ある意味でわかりやすい。もちろ

ん、すぐに困難は生じるが、それは後回しにして、他の立場を瞥見しよう。

どんな場合でも、事実判断と価値判断が即座に結びつくわけではない。事実から論理的に出てくる当為を否定する立場(A1)(D2)が存在するからである。つまり、「胎児は人間である、にもかかわらず中絶は許容されない」という主張である。これを第二のアプローチとしよう。これらは、胎児が人間であるか否かが確定されたとしても、別の観点から道徳的判断を導き出すことができるものである。つまり、権利の葛藤あるいは衝突という観点で問題を見るアプローチである。(A1)はいわゆる中間派の立場を表している。これは中絶問題を胎児と母親の権利の葛藤として理解する立場である。積極的な発言者としてはトムソンを挙げることができると思うが、彼女は胎児が人間であると仮定した上で、中絶が許容される場合を論証する。論拠は、母親の自己防衛権・自己決定権である。生命に危機のある母親の生存権と胎児の生存権は対等な二者間の対立ではなく、ここには権利の非対称性が存している。女性という生命体に胎児という生命体が同居する。胎児は母体なしに生きられないが、母体である女性は胎児なしでも生きられる。それどころか、胎児はその存在によつて母体を脅かす側に位置づけられる。ゆえに、自己防衛権を行使する母親の生存権に優先権を認めなければならないという主張である。

さらに、母体の生命に危険がある場合だけでなく、レイプなどによる妊娠の場合の中絶も許容しうるとする。有名な例を挙げておこう。「ある朝、貴方が目を覚ますと、ベッドの上で意識不明のヴァイオリニストと背中どうしがつながっていた。彼は有名なヴァイオリニストで、致命的な腎臓病であることが判明したため、音楽愛好者協会は入手しうるあらゆる医療上の記録を調べあげ、あなただけがそのヴァイオリニストを救うのにちょうど適合した血液型の持ち主であることを突き止めた。そこで、彼らは貴方を誘拐して、昨夜ヴァイオリニストの循環器系統を貴方の循環器系統につないで、貴方の腎臓が貴方と彼の両方の血液から毒素を除去できるようにしたのである。」このとき循環パイプを抜いたらヴァイオリニストは死んでしまうので9カ月だけ我慢してくださいと医師に言われたら、貴方はどうすべきかという問いかけである。トムソンは我慢

する道徳的義務はないという立場をとる。¹¹ ヴァイオリニストⅡ胎児であり、貴方Ⅱ母親を意味するこの例は中絶問題を胎児の生存権と母親の自己決定権の衝突と理解し、貴方は自分の体を使わせない権利（自己決定権）を優先させることができるという議論である。

トムソンはこのことを聖書のエピソード（「ルカ」10：30-35）の「よきサマリア人と最低限に常識的なサマリア人」の區別を用いて説明している。よきサマリア人の行為は称賛に値するが、その行為を道徳的には強制しえない。よきサマリア人であるかどうかは自己決定に基づくものだからである。道徳的に要求しうるのはせいぜい最低限に常識的なサマリア人であることだ。中絶禁止はよきサマリア人であることを女性に強制するに等しいのだとされる。¹² ただ、これは胎児を体内に抱え続ける義務がないことを示すことで、胎児の殺人問題をずらしているようにも思われる。

さて、(D2)の立場は、胎児は人間でないとしても、その生命を奪うことをよしとしない、生命一般の尊重を説く立場と見えよう。「生命はどのような場合にでも尊重される」という生命の尊厳・不可侵説がその代表である。例えば、1980年代に登場したデイブ・エコロジからこの立場を見ることもできよう。これは人間と自然、あるいは人間と生命の関係のあり方そのものの見直しをはかろうとするものである。すべての生命体はおのおのが自己実現するための平等な権利をもっている。この権利を重視するのが生命中心的平等主義である。生命の環境は全体としてバランスを保ったシステムを形成しており、その中でそれぞれの生命体である個体はそれ固有の価値をもつ。ここでは、人間の生存権と自然の生存権との衝突あるいは葛藤が生起する。そして、人間の生存権よりも自然の生存権を優先する道を取る。¹³ デイブ・エコロジ的観点そのものは人工妊娠中絶問題に直接かかわるわけではないが、すべてつながりあった生命の領域の中で他の生命を傷つけることは自分自身を傷つけることになるという論点はリンクするであろう。

このように、バイオエシックスにおける人工妊娠中絶問題を整理すると、胎児が人間か否かという事実問題、すなわちある種の人間の定義にかかわる問題と権利の衝突あるいは葛藤の問題とが、事実と価値の関係をめぐって錯綜していることが

わかる。次にこのようなアプローチがすべてアポリアに陥ることを見てみよう。

2、三つのアプローチ、三つのアポリア

一般的に言って、「人間の生命を奪ってはならない」という大前提を背景にして、かけがえない生命である胎児を人工的に殺すことは許されないという原則を基本的に我々は受け入れている。しかし、例外的なケースがあり、その場合の中絶の是非を考えるというのがこの問題の現状であろう。例えば、母胎の生命の維持や重度障害児の出産防止などのケースである。リベラル派といえども、無制限の中絶に賛成しているわけではない。それ故、個別的なケースに当てはめて考えた方がよいのかもしれない。

しかし、「かけがえない生命」というポイントがバイオエシックスの議論で十分に踏まえられているのだろうか。大前提はどれぐらいの効力をもっているのか。(C)の立場はこの大前提を全面に出していると思われるが、この立場での人工妊娠中絶に関する主張は余り聞かない。もちろん、この議論が自家撞着に陥るのは明白である。生命は必然的に他の生命の犠牲の上に成立することを否定できないからである。(D)は自動的にアポリアに陥る。とはいえ、「かけがえないさ」については3で改めて見ることにしよう。さしあたり、先に見た二つのアプローチがともにアポリアに陥ることを示そう。

第一のアプローチは、人間の定義に関するものであった。身体的連続性をもつ胎児が成長の過程のどの時点で生存権を獲得するのか、つまりいつ道徳的地位をもつ人間と認められるのが論点であった。受精の瞬間、脳形成時、心臓機能発生時、出産の瞬間など様々な時点が候補に挙げられた。とはいえ、どこで線引きをするかは恣意性を免れない。保守派のように、受精の瞬間が人間誕生の瞬間であるという宗教的立場を、遺伝情報の獲得という生物学の特徴付けを背景に主張することは一見正論のようにも思われる。しかし、生物学的には受精Ⅱヒト発生論は根拠のないものと言わざるを得ない。人間の発生

の初期段階においては、一個の胚に対して、一個の人格を対応させることは原理的に不可能だという指摘もある。そして通常言われるほど、胎児は母体から独立しているわけでもなく、母体の生命が断たれば胎児の生命を救うことは妊娠7カ月ぐらいいまでは現在のところ不可能である。⁽¹⁵⁾ここから母体の権利優先の根拠も生じる。それ故、生物学的人間概念をもって基準にはできないとして、新たにパーソンが導入されたのである。しかし、この議論も結局アポリアに陥る。生物学的に人間だからといって、ただちに生きる権利があるとする立場は「種差別主義(speciesism)」であり、たまたま人間という種に属しているだけで、他の生物種より優先される根拠はないとして、新たな境界線引きを正当化する論理はなるほど一理ある。シंगाーは次のように提案する。「理性、自己意識、感知、感覚能力などの点で同じレベルにあるならば、胎児の生命に人間以外の生命と同じ価値だけの価値しか認めないようにしよう。」どんな胎児も人格的存在ではないのだから、胎児には人格的存在と同じだけの生きる資格はないのである。⁽¹⁶⁾しかし、パーソン基準を導入したことによって「種差別主義」から脱却できるのだろうか。新たな序列を再生産しているだけではないだろうか。パーソンと生存権はただちに結びつくのか。トゥーリーは論証をしているようで、「Xはパーソンである」||「Xは生きる重大な道徳的権利をもつ」というトートロジーを断言しているに過ぎないのではないだろうか。事実には定位して境界線を引く困難を回避するために道徳的概念で人工妊娠中絶問題に一石を投じたパーソン論は一定評価されてよいが、パーソンを非常に限定された形で自己意識的知性的存在者としたことには排除の論理が潜んでいることも否めない。そして、胎児は生存権を持っていないという事実から胎児を殺すことの正当化がただちに帰結するわけでもないのである。⁽¹⁷⁾さらに、パーソン論は人間に対するわれわれの暗黙の理解を述べているに過ぎないと言えるかもしれない。⁽¹⁸⁾ともかく、(D1)(A2)はアポリアに陥る。

第二のアプローチは権利の問題に関するものであった。トムソンによれば、母体は母親自身のものであり、胎児に母体の使用権を与えるのは母親の自発的同意であり、中絶するか否かは女性自身が決定することができることとされた。これはいわゆる女性の「自己決定権」優先の主張であった。ここでは第三者や社会による強制は許されない。この意味で女性の権利を自

由主義的に提起したトムソンの功績は大きいと言える。なぜなら、産む産まないを決めるのは女性の権利であるという、生命再生にかかわる女性の主体性の取り返しに寄与するからである。子どもを持つことは選択的行為なのである。しかし、母体の所有による自己決定権は万能なのだろうか。母親が身体の所有者であるからといって殺人を正当化できるのだろうか。さらに、この自己決定権は無制限に主張しうるのだろうか。そもそも母体は私的所有権の対象なのか。これは最初から胎児の生存権と女性の身体に関する自己決定権の衝突として立てられた問題である。トムソンの例は自己決定権の絶対化につながらないだろうか。結局、権利問題の枠組みでは、どちらの権利も絶対視される可能性を否定できず、(A)はアポリアに陥らざるを得ないのではないか。

シンガーは「この議論の背後にある特定の権利論が正しければこの議論も正しく、その権利論が正しくなければこの議論も正しくない。」と指摘して、トムソンの主張に次のように反論している。「ここでは、功利主義者なら、この種の権利論を退けるとともに、例のヴァイオリニストの場合に関するトムソンの判断をも退けるだろう、ということに注意してもらえれば十分である。功利主義者なら、私が誘拐されたことにどれだけ腹を立てようと、私からヴァイオリニストを切り離した結果が、全体として、また影響を受けるすべての人々の利益を勘定に入れた上で、私がヴァイオリニストにつながれたままであるよりも悪いものであるならば、私はつながれたままであるべきだ、と主張するだろう。」¹⁹⁾この反論は第三のアプローチにつながる。

「人間の生命を奪ってはならない」という原則と「人間は自分の身体に関して自分で決めることができる」という原則が対立した場合、人間の定義や権利論ではもはや解決ができない。この対立はアポリアに陥る。²⁰⁾こうして第一、第二アポリアを回避するための第三のアプローチとしては、批判的思考による、原則と原則、権利と権利の対立の解決が挙げられる。代表者はヘーアである。ヘーアは道徳的思考を、個々のケースに適用可能な道徳原理を直観的に把握する思考である直観レベル (intuitive level) と、直観レベルで発生する原理の衝突を高次の立場から吟味する批判レベル (critical level) との二層に

区別し、選好をその基礎におく功利主義の立場から問題解決を図ろうとする。簡単に言えば、批判レベルの原則として関係者の選好充足を最大化にするようなコースを取ることが普遍化のコースを取ることになるといえる。⁽²¹⁾ 人工妊娠中絶問題に関して言えば、「胎児の生存権」と「女性の自己の身体を自由にする権利」（自己決定権）が衝突する場合、関係者の利益、全体の幸福を比較考量することによって解決することになる。まずもって「胎児を殺すべきでない理由」は胎児のもつ潜在性(potentiality)である。しかし、関係者全体の利益から見る限り中絶は可能になる。与えられた状況の中で、関係者全体の利益を大きくするように、「今の子を産むか」「次の子を産むか」という選択肢がある場合、「今の胎児の将来の利益を含めた関係者の利益」と「次の子の将来の利益を含めた関係者の利益」を公平に比較考量した上で、中絶するか否かを決定することができるからである。⁽²²⁾これが第三の道である。しかし、批判的思考によって人工妊娠中絶問題のアポリアは回避されるのだろうか。ヘアーの選好功利主義では胎児はあくまで取り替えのきくものとして位置づけられていることは注目に値する。一見、第三のアプローチは事実問題と権利問題という二つのアポリアを克服しているように思われるが、胎児を、以下で述べるように、「特殊者」として捉えている限りでの解決方法であると思われる。この立場から「かけがえのない生命」という観点は基礎づけられない。⁽²³⁾しかし、実はこれは以上の三つのアプローチ共通の背景になっていると考えられる。そして、このことが実は一番問題であるように思われるのである。これを次に見てみよう。

3、個体と特殊者という観点

人工妊娠中絶問題に新たな枠組みで考えるために、まず所有という観点から今までの議論を考察してみよう。

まず、生命(胎児)を個人の所有物として捉えるのか、社会の所有物として捉えるのが問題である。⁽²⁴⁾もし、生命が社会の所有物であるならば、社会の役に立たないような存在が再生産されることは望ましいことではないかもしれない。それ故、

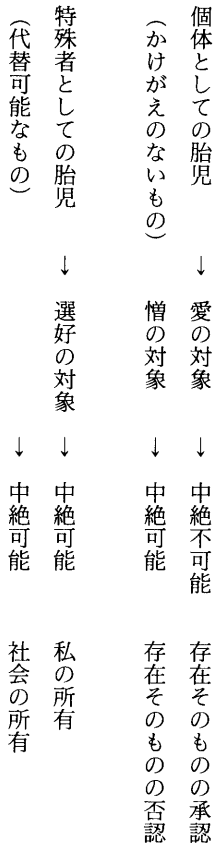
不必要な胎児は中絶されたほうがよいのかもしれない。しかし、生命が個人の所有物であるならば、この問題に対して社会が口を出す筋合いではない。たとえ役に立たない生命といえども、私的な問題になる。これはいわゆる自由主義的観点と共同体主義的観点の対立であろう。簡単に言えば、共同体主義的観点とは個人に先行する共同体を重視して、歴史的に形成されてきた共同体の伝統や慣行の中でのみ、個人は道德的存在者としての使命を全うできるという見方であろう。自由主義的観点とは他者に危害を与えない限り、自己決定権を行使しようという見方であろう。前者では全体の利益に反する行為は許されない。関係者全体（これを共同体と同等に考えるならば）の利益を大きくすることが問題解決なので、個人の自由は制限されざるを得ない。全体の利益を考慮する選好功利主義はこちらに属するのではないか。後者は自分のことを自分で決める個人の所有の立場である。ここでは問題は個人の利益である。場合によっては、関係者全体の利益という大義名分でなされる社会的強制に反することもありえよう。枠組みは次のようになるだろう。

生命Ⅱ社会の所有物 ↓ 共同体主義的観点 第三アプローチ
生命Ⅱ個人の所有物 ↓ 自由主義的観点 第二アプローチ

第二アプローチで見たトムソンは自由主義的観点を取り、第三アプローチで見たヘアーは共同体主義的観点を取ると仮定して、とりあえずこのように位置づけてみよう。

次にこの枠組みを「個体と特殊者」の概念を使って再定式化したい。⁽²⁶⁾ まず、個体と特殊者の区別について考えてみよう。まず特殊者だが、これは「特殊者—一般者」の系列で考えられる存在者である。特殊者にはあるタイプをもつ一般者が先行している。そして、特殊者は代替可能な存在者を示している。これは様々に記述される存在者である。それ故、様々な性質や利害関係をとまなう。それに対して個体は一般者の先行を受けない唯一者を示していて、かけがえないものとして位置

づけられる。これは決して記述の束に還元できないものである。それ故、性質や利害関係を記述しえない。そもそも記述による他との比較を拒否する存在者なのである。この区別を胎児に当てはめてみれば、従来のアプローチは全般的に胎児を特殊者として扱っていることがわかる。「いつ人間になるのか」「どんな権利をもつか」「どんな利害をもつか」など性質や利害関係の記述によって比較対照できるものは特殊者なのである。それ故、中絶問題はリブレイスの問題へと陥りやすい。問題は殺すことの是非というよりも置換可能性なのである。置換可能性は「人の生命を奪ってはならない」という大前提に抵触しないという意識を背景にしやすい傾向にあるように思われる。つまり、生命を奪うのではなく、取り替えると考えるのである。それに対して愛憎の対象になる唯一者である胎児は個体であろう。ここでは、むしろ存在の肯定(あるいは否定)がポイントとなる。中絶問題にこの区別を新たな観点として導入してみる。次のように整理してみよう。



この場合、人間の定義や権利論などが基準ではなく、胎児を個体としてとらえるかがポイントである。この観点の違いが中絶への態度決定に大きな影響をもたらすのではないだろうか。⁽²⁶⁾特殊者としてとらえられた胎児は選好の対象である。選好とは、選択肢間の比較において例えばaよりもbを好むことを示し、願望と選択とともに表す概念である。そして、特殊者としてとらえられた胎児は社会の所有物としては、関係者全体の利益によって中絶の是非

が問われる。それ故、自分の意志に反して中絶させられることもありうる。個人の所有物としては、自己決定権の対象になる。²⁷ それ故、自分の意志に反して産まされることはない。もちろん、社会の強制に抗してその生存権を保證することもできるが、あくまで特殊者としての身分をもつことには変わりがない。これらは選好を基礎としてしているのである。他方、個体としての胎児の承認は胎児の存在そのものの肯定へとつながり、私の所有物としての胎児からは解放されている。そして、取り替えがきかないから中絶しえないのである。(これは生命のいずれの段階であるかにかかわらず。強く言えば、生命であるかどうかも問題にならない。この意味では個体尊重は生命尊重主義とも言えない。内部化されているとしても、個体としての胎児はもはや所有物ではない。とはいえ、これは必ずしも中絶反対の立場の表明ではない。何故なら、胎児を憎しみの対象として捉えれば、中絶することも可能だからである。ここでは個体という存在者の端的な否定が問題になる。置換ではなく、存在抹消の次元である。バイオエシックスは胎児一般についての議論をしているので、当然特殊者としての胎児が問題になる。バイオエシックスの議論においては個体との出会いは問題にはならないのである。しかし、個人的事件としての妊娠に関しては個体としての胎児が問題になるべきではないのだろうか。そして、利益を度外視した見方、すなわち個体という観点が所有レベルからの解放を可能にするのではないだろうか。もちろん、これはあくまで観点の問題である。

中絶の倫理的正当化の文脈では、人間の定義、権利などの概念装置が必要である。しかし、中絶問題に個体と特殊者の区別を導入した場合、「中絶は道徳的に許されるか」という命題を普遍化することはできない。もしこの道徳判断が普遍化可能だとすれば、個別的事例についてなされた道徳判断が同じような特徴をもつすべての事例に渡って適用可能な判断であるという含意をもたねばならない。利益の普遍主義ではそれも可能だと思われるが、もともと個人的事件としての出産の、それも例外に対する判断である中絶に関して普遍的な判断が可能であるとは思えない。むしろ、個体として胎児を見ることはこの問題の普遍化に逆行する。²⁸ しかし、個体把握の観点を抜きにして中絶問題を考察することはアポリアから抜け出すことが不可能にするのではないか。結局は胎児が社会の所有か個人の所有かという枠組みの中で、すなわち自由主義的観点と共同

体主義的観点との選択肢、つまり胎児を特殊者として見る選択肢と、胎児を個体として見る選択肢とがあるだけなのでないだろうか。性質や利益から見る権利体系の選択か、新たな選択の視点としての個体―特殊者の選択かということである。少なくとも現実には我々が取っている胎児との関わりの中にこのことが反映しているのではないだろうか。そして、こういった枠組みはテクノロジーの進歩に決して左右されるわけではない本質的なものであろう。

人工妊娠中絶問題の三つのアポリアを回避するためには、胎児が個人の所有か社会の所有かという選択の枠組みの中に個体と特殊者という概念を導入し、所有と存在の問題として新たに選択の枠組みを捉え直すことが必要なのではないだろうか。そして、少なくとも個体との出会いという存在充実経験は我々にとって本質的なものとして現れていることを問題にすべきではないだろうか。そして、倫理学が可能性の中の選択の幅を決めるシステムであり、その中で最善を選ぶ方法論だとしても、それに寄与できるのではないだろうか。しかし、この思考レベルでの枠組みを実際の実践的問題に照らし合わせてみるとが必要である。ここでは、中絶一般のレベルで考察したが、実践的には例えば出生前診断・選択的中絶といった問題をどう解釈するかが問われている。しかし、このことについては稿を改めることにして、ここでは問題の確認にとどめておきたい。

註

- (1) ここで「進歩は哲学においては非本質的である。」というハイデガーの言葉を思い起こしておきたい。Heidegger, M., *Vom Wesen der Wahrheit* (Gesamtausgabe Bd. 34), 1988 S.182
- (2) 森岡正博『生命学への招待』(勁草書房1998年) 137頁
- (3) Warren, M.A., *Abortion*, in: *A Companion to Ethics* (edited by P. Singer), 1991 p.303

- (4) この観点の典型的な例として、Issue 13. Is Abortion Immoral?, Taking Sides Clashing Views on Controversial Moral Issue 参照。同書は胎児の資格とどう観点から中絶賛成と反対の立場を次の二つの論文で対立させている。
 Yes: Marguis D., Why Abortion Is Immoral, The Journal of Philosophy (April 1989)
 No: English J., Abortion and the Concept of a Person, Canadian Journal of Philosophy (October 1975)
 もちろん、他にも様々な観点から人工妊娠中絶問題を見ることが可能である。例えば「暴力」という観点については、森岡正博「暴力としての中絶」『月刊フォーラム』1997年6月号参照。
- (5) Cf. Noonan, J. T., An almost Absolute Value, in: Moral Problems in Medicine, 1983
- (6) Singer, P., Practical Ethics, 1994 p.138
- (7) もちろん、法的にも1972年のマリ・クレーン裁判において、生命の発生は連続的であり、受精や出産を特別視する必要はないと主張されている。
- (8) Tooley, M., Abortion and Infanticide, in: Philosophy and Public Affairs, vol. 2, no. 1, 1972 p. 44
- (9) M. A. Warren, H. T. Engelhardt, J. Feinberg などが代表者である。
- (10) 実際は、トゥーリーは事実問題と道徳的問題を区別していて、胎児が生物学的種の成員であるホモ・サピエンスかどうか以前者で、胎児がパーソンであるかどうか後者だとしているが、後で見るように構造に違いはないと思われる。
- (11) Tomson, J. J., A Defense of Abortion, in: Philosophy and Public Affairs, 1971, reprinted in: Rights, Restitution and Risk p. 2-3
- (12) Tomson, J. J., *ibid.*, p. p. 15
- (13) ディープエコロジーについては『環境思想の系譜3』（東海大学出版会1995年）第二部「ディープエコロジーと自然観の変革」参照。
- (14) 岡本裕一朗「人間中心主義批判は可能か？ー環境倫理学の哲学的デイスコースー」（哲学論文集第三十三輯1997年）112頁
- (15) 柴谷篤弘「ヒトの発生の生物学的事実ー日本政府への公開質問状ー」（日本家族計画連盟編『悲しみを裁けますか』1983年）参照。

- (16) Singer, P., *Practical Ethics*, 1994 p.151
- (17) 森岡正博, 前掲書 226頁以下参照。
- (18) 「端的にいつて、パーソン論は「たんなる生命以上のもの」という、人間に対するわれわれの暗黙の理解を言語化したものだといえる。しかし、それがいったん言語化されることによって定式化され、現実の問題に対処する際に「原理的基準」として適用されるとき、われわれはある種の抵抗を感じる場合がある。われわれは、ある事例においてはパーソン論を拒否しながらも、別の事例においてはそれを暗黙のうちに適用してしまっているということではないだろうか。パーソン論がわれわれにつきつけてくるのは、まさしくこうした矛盾の存在かもしれない。」水谷雅彦『生命の価値』『生命倫理学の現在』塚崎 智・加茂直樹編(世界思想社1989年) 142頁
- (19) Singer, P., *Practical Ethics*, 1994 p.148
- (20) このアポリアを如実に表したものととして、例えば井上―加藤論争が挙げられよう。胎児の生命権の承認を前提にして、自己決定権と生命権の葛藤を考える井上と、自己決定権と胎児の生命権との葛藤という問題構成そのものを疑い、自己決定権を擁護する加藤の論争は平行線を辿る。井上達夫「人間・生命・倫理」「胎児・女性・リベラリズム ―生命倫理の基礎再考―」、加藤秀一「女性の自己決定権の擁護―リプロダクティヴ・フリーダムのために―」「女性の自己決定権の擁護」再論(江原由美子編『生殖技術とジェンダー』勁草書房1997年所収)この論争を永田えり子は以下のように要約する。「井上は、胎児は人間と同等かそれに近い道徳的位置をもっており、従って権利主体性を認めざるを得ない。一方女性に自己の身体に対する権利もまた認められるべきであり、したがって複数の権利の葛藤としてこの問題を位置づけなければならないという。加藤は、胎児に人権を認め、かつ女性に中絶を認めることは「殺人の承認」に他ならないと反論する。彼は胎児を人間と考えるべきではないとして女性の自己決定権を擁護する一方で、そもそも従来之法や権利という概念でこの問題を考えることは不適當だと主張する。」永田えり子『道徳派フェミニスト宣言』(勁草書房1997年) 306頁
- 生命への権利という観点からの中絶の承認は、マッキー『倫理学 道徳を創造する』加藤尚武監訳(暫書房1990年) 285頁以下参照。(Mackie J.L., *Ethics: Inventing Right and Wrong*, 1977)
- (21) Cf. Hare, R.M., *Moral Thinking*, 1981 <アー『道徳的に考えること』レベル・方法・要点>内井惣七・山内友三郎監訳(勁草

書房1994年)

(22) C. Hare, R. M., *A Kantian Approach to Abortion*, in: *Essay on Bioethics*, 1993

(23) ヘアーはこれを直観レベルのことに過ぎないと言いかもしれない。しかし、問題解決のための批判的思考では存在の固有性は基礎づけられないのではないか。

(24) このことに関しては拙論「生命倫理学から生の倫理へ 人工妊娠中絶問題を手がかりに」(細川亮一編『幸福の薬を飲みますか』ナカニシヤ出版1996年所収) に対する若松良樹氏(成城大学)の指摘が有益だった。記して感謝したい。

(25) 個体と特殊者の概念については、細川亮一「個体と特殊者」(哲学雑誌『個体の問題』有斐閣1980年所収) 第三節に全面的に負っている。記して感謝したい。

(26) 例えば、飯田亘之は以下のように主張する。「身ごもった胎児への期待や配慮や悩みや悲しみ、そこで開示される胎児と共にある自己の生存の意味の場に、それとは無関係なもの、つまり具体的に受けとめられた生存の意味や自由な主体の具体的選択内容にとつて直接的に無関係な、外的生存の権利などという法的概念をふりかざしたのは、そもそも間違いだつたのである。」飯田亘之『生命技術と倫理』(市井社1994年) 132頁

(27) 私的所有と自己決定の関係は、立岩真也『私的所有論』(勁草書房1998年)に詳論されている。立岩は「決定」と「所有」を切り離せない問題としながら、「私的所有」と「自己決定」を相対化しようと試みる。特に第5章参照。

(28) 個体把握は特定のものの性質や利益を特別視・例外視するのではなく、度外視するのである。

(平成四年本学大学院博士課程修了・九州大学医療技術短大部非常勤講師)